

## 半田市地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における地域包括ケアシステムの構築を実現するため、半田市地域包括ケアシステム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域包括ケアシステムの現状分析及び調査・研究に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの普及・啓発に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの構築に係る課題の検討
- (4) その他地域包括ケアシステムの構築に関し必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 地域における保健・医療・福祉関係者
  - (2) 半田市職員
  - (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者
- 2 委員の定数は、20名以内とする。
- 3 委員の任期は、委嘱日から2年以内で市長が定める日までとし、再任を妨げないものとする。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。